

富士市交流プラザ
指定管理者仕様書

令和8年7月

富士市

目 次

1 施設の設置目的及び施設運営の基本的な考え方	1
(1) 施設の設置目的	1
(2) 交流プラザの基本コンセプト	1
(3) 施設運営の基本方針	1
(4) 施設運営に当たっての遵守事項	1
2 指定の期間	1
3 施設の概要	2
(1) 名称	2
(2) 所在地	2
(3) 敷地・建物概要	2
(4) 施設の構成・規模	2
(5) 利用実績	2
(6) 休館日及び開館時間	2
4 指定管理業務内容	3
(1) 業務体系	3
(2) 運営業務の内容	3
(3) 維持管理業務の内容	5
(4) 有資格者の配置等	5
5 管理業務の実施体制について	6
6 指定管理料及び利用料金	7
(1) 指定管理料	7
(2) 利用料金	7
(3) 利用料金の減免	7
7 緊急時等の対応について	7
8 光熱水費及び消耗品の取り扱い	7
(1) 光熱水費	7
(2) 消耗品	8
9 備品の無償貸付け、帰属及び管理	8
(1) 備品の無償貸付	8
(2) 備品の帰属	8
(3) 備品の管理	8
10 修繕費の取扱い	8

11 減免措置について	8
12 リスク分担	8
(1) 損害賠償の範囲.....	8
(2) リスク分担.....	8
13 指定管理者が付保する保険	8
14 事業計画書及び報告書等の作成	9
(1) 事業計画書.....	9
(2) 事業報告書.....	9
15 市の関与	9
(1) モニタリングの実施.....	9
(2) 業務状況の公表.....	9
16 指定管理者の指定の取消し	9
17 業務の適正な実施に関する事項	10
(1) 業務の再委託の制限.....	10
(2) 法令等の遵守.....	10
18 業務の継続が困難となった場合の措置	10
(1) 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合.....	10
(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合.....	10
19 指定管理者の監査等に関する事項	10
20 その他事項	11
(1) 傷病人への対応に関すること.....	11
(2) 拾得物・残置物の処理.....	11
(3) 協議事項.....	11

富士市交流プラザ管理運営業務仕様書

富士市交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)の指定管理者が行う業務の内容、範囲及び基準は、この仕様書による。

1 施設の設置目的及び施設運営の基本的な考え方

この仕様書は、富士市交流プラザ条例(平成 19 年富士市条例第 1 号)及び同施行規則(平成 22 年富士市規則第 34 号)並びに富士市都市公園条例(昭和 48 年富士市条例第 39 号)及び同施行規則(昭和 48 年富士市規則第 23 号)に定めるものの他、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

指定管理者は、本仕様書に示されている業務の仕様・水準を満たす限りにおいて、自由に事業計画書の作成を行うことができるものとするが、その際には募集要項等において示された諸条件を必ず遵守し、その他の内容についても十分留意して事業計画書を作成すること。

(1) 施設の設置目的

市民にコミュニティ活動や地域で行う文化活動等の場を提供し、市民の交流を促進するとともに、地域の振興に資することを目的とする。

(2) 交流プラザの基本コンセプト

交流プラザの基本コンセプトは、「市民が主体的にコミュニティ活動や文化活動などに取り組み、世代を超えた交流を楽しめる施設」であり、将来的には「富士駅北口駅前公益施設等との連携による賑わい創出も視野に入れた中心市街地の拠点施設」とすることを見据えている。

業務実施に際しては、このコンセプトが達成される、適切な管理運営を行うこと。

(3) 施設運営の基本方針

- ・魅力ある事業の実施により、年間利用者数が前年度以上を達成するよう努めること。
- ・より多くの市民に有効に施設が活用されるよう、施設の利用促進を行い、稼働率が前年度以上となるよう努めること。

(4) 施設運営に当たっての遵守事項

- ・関係法令を遵守し、適正な施設管理を行うこと。
- ・公平な利用を確保し、特定の個人や団体に有利又は不利な取扱いをしないこと。
- ・事故又は災害発生時には利用者の安全を最優先すること。
- ・環境に配慮した施設運営を行うこと。
- ・個人情報の保護を徹底すること。

2 指定の期間

令和9年4月1日から令和 14 年3月 31 日まで(5年間)

ただし、指定管理者の行う業務が、この仕様書に定める基準に満たない場合は、上記指定期間の中で指定を取り消すものとする。

3 施設の概要

(1) 名称

富士市交流プラザ

(2) 所在地

富士市富士町 20 番1号

(3) 敷地・建物概要

- ① 敷地面積 9,288.71m²
- ② 建築面積 本体:3,027.77m² 駐輪場:58.69m²
- ③ 延床面積 本体:5,721.50m² 駐輪場:58.69m²
- ④ 構造規模 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上3階建て

(4) 施設の構成・規模

ア)施設の構成

交流プラザは、以下の施設で構成される。

- ① 富士市交流センター(以下「交流センター」という。)
- ② 富士市国際交流ラウンジ(以下「国際交流ラウンジ」という。)
- ③ 富士市立西図書館(以下「西図書館」という。)
- ④ 平垣公園
- ⑤ 富士市交流プラザ駐車場(以下「交流プラザ駐車場」という。)

イ)施設規模等

交流プラザの施設面積等は、別紙ー1及び別紙図面のとおり。

(5) 利用実績

利用者数、稼働率及び利用料金徴収額は別紙ー5のとおり。

(6) 休館日及び開館時間

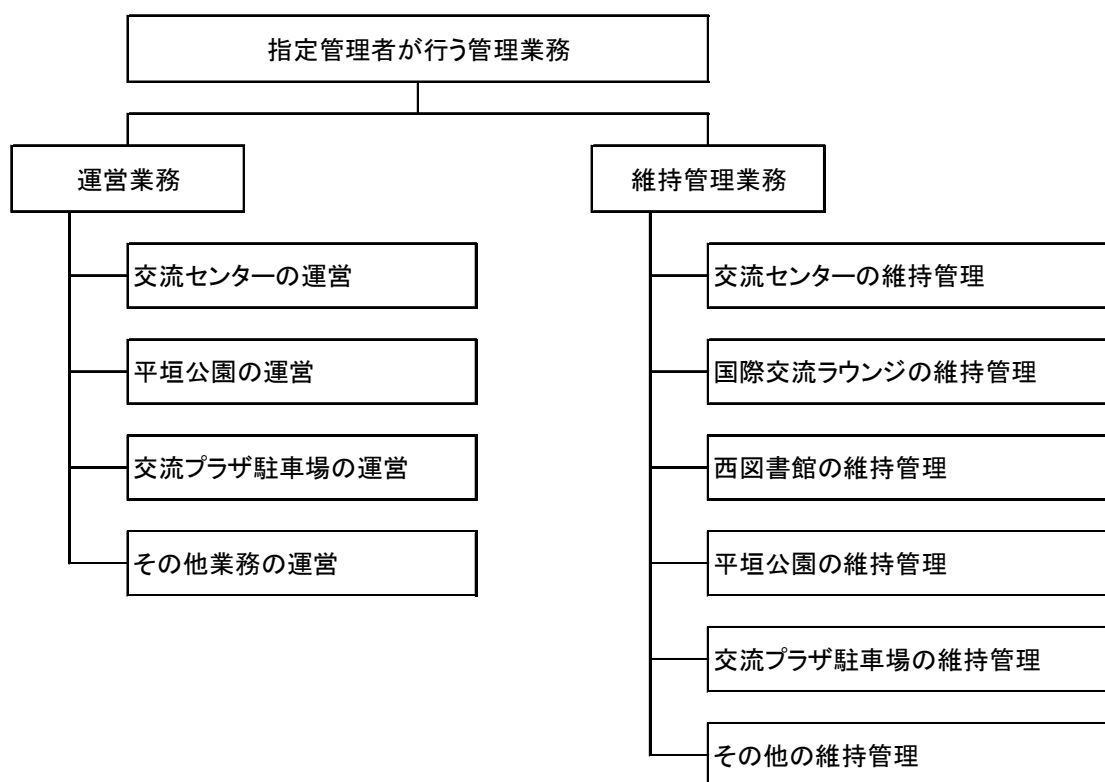
交流プラザを構成する各施設の休館日及び開館時間は以下のとおりです。

構成施設	休 館 日	開館時間
交流センター	12 月 29 日～1月3日	午前9時～午後 10 時
国際交流ラウンジ	・月曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12 月 29 日～1月3日	〈火～金〉 午後1時～午後9時 〈土・日〉 午前 10 時～午後 6 時
西図書館	・月曜日 ・12 月 29 日～1月4日 ・図書整理日(1月を除く毎月第2金曜日) ・特別図書整理日	〈平日〉 午前9時 30 分～午後7時 〈土・日・祝日〉 午前9時 30 分～午後5時
交流プラザ駐車場	なし	24 時間

4 指定管理業務内容

(1) 業務体系

指定管理者が行う業務の体系は以下のとおりとする。



(2) 運営業務の内容

指定管理者が行う運営業務は、以下に示す基準に基づき実施すること。また、施設運営に当たっては、広域的にまん延する感染症等の拡大防止に留意して行うこと。

ア) 交流センターに関する業務

① 利用の承認等に関する業務

- ・交流センターの利用承認申請書の受付と利用承認証の交付に関すること。
- ・富士市公共施設予約システムによる受付・承認に関すること。
- ・交流センターの利用承認申請の取消し、利用の制限に関すること。
- ・交流センターの利用に関する利用者からの問い合わせへの対応、要望や苦情等の処理に関すること。
- ・その他利用の承認等に関して必要なこと。

② 利用料金の収受に関すること

- ・利用料金の徴収、減免、還付に係る事務に関すること。

③ 市民の交流を促進するための事業の企画及び実施に関すること

- ・新しい工夫を取り入れた多彩なイベント、プログラム等の実施や利用者ニーズにあったサービスを提供すること。

イ) 平垣公園に関する業務

① 公園の管理に関すること

- ・富士市都市公園条例第2条第1項各号に掲げる行為の許可に関すること。
- ・利用料金の収受に関すること。
- ・公園内の秩序保持に関すること。

- ・公園に係る要望、苦情等の処理を行うこと。

② 公園の利用促進に関すること

- ・新しい工夫を取り入れた多彩なイベント、プログラム等の実施や利用者ニーズにあったサービスを提供すること。(ただし、交流センター、国際交流ラウンジ、西図書館及び交流プラザ駐車場の通常利用に影響を及ぼさない範囲の内容とすること。)
- ・市が主催及び後援する公園利用の促進に資するイベントへの協力。

ウ)交流プラザ駐車場に関する業務

精算機等の設置に当たっては、次のことに留意すること。

- ・機器入れ替え工事の際は、利用者の安全を十分に確保すること。
- ・設置機器については動産総合保険等に加入すること。

① 駐車料金の収受に関すること

- ・駐車場の管理方式はカメラ式による駐車券レスの事前精算方式とし、クレジットカード決済、電子マネー又は二次元コード決済などキャッシュレス決済に対応すること。
- ・精算機は電話やインターフォンの取付け又は電話番号の表示により、障害等発生時には、駐車場管理者と駐車場利用者が24時間体制で直接連絡を取ることができるようにすること。
- ・釣り銭切れが生じないように必要に応じて準備し、利用者の便宜を図ること。
- ・交流センター、国際交流ラウンジ、西図書館、及び富士駅北まちづくりセンターを利用する者について、最初の2時間まで減免に係る事務に関すること。

② 駐車場の供用及び制限に関する業務

- ・精算機には、利用者向けの操作方法の説明を分かり易く表示すること。
- ・駐車場の利用の制限(イベント、催事等での利用)に関すること。
- ・施設利用者の問い合わせへの対応、要望や苦情等の処理に関すること。
- ・駐車場内及び場外の混雑の解消及び事故防止を図るため、適切な案内及び誘導を行うこと。
- ・駐車場内における秩序の保持、不正の防止、その他利用者の安全の確保に留意し、不審者の侵入や不審物の放置等がないか適宜巡回すること。

エ)その他の業務

① 利用者満足度調査に関すること

施設利用者の満足度を把握するため、適宜利用者に対しアンケート調査を実施すること。

② 苦情処理に関すること

交流プラザに係る要望、苦情処理等を適切に実施すること。

③ 視察対応に関すること

外部からの視察依頼に対して、受付から当日対応、事後フォローまでを円滑かつ統一的に実施すること。

④ キッズルームの活用に関すること

- ・キッズルームの使用は、基本的に無償とし、利用者が自由に使用できる空間とするが市民が積極的に活用いただける提案を望む。
- ・別紙-2に示すキッズルームの管理物品は、無償で貸与する。なお、指定管理者の判断で当該管理物品以外の物品調達には妨げない。ただし、安全性を考慮し、市の承認を得ること。
- ・多目的ホールの主催者が、来場者へのサービスとして幼児等の一時預かりの利用を希望した場合の許可に関すること。
- ・キッズルームに関する定期的な日常巡回に関すること。

⑤ カフェラウンジの運営

- ・指定管理者は、「気楽に利用できる空間として、飲食を主とするサービスを提供する」ことを目的に設置済み設備を使用し、カフェラウンジを運営することができる。
- ・運営経費を上回る収入が見込まれる場合の還元措置について市に提案すること。
- ・業務を再委託する場合は、賃貸借契約と解される契約をしないこと。

- ・カフェラウンジには、店舗ブースに水道蛇口2口、排水管とバックヤードに小シンク付きの水道蛇口及び洗面器付きの水道蛇口の計4口の給排水設備と換気扇を装備済。
- ・カフェラウンジを運営する場合、食品衛生法に基づく食品衛生管理者を置き、営業許可を取得すること。
- ・食品の衛生管理を徹底し、接客マナーに努めること。
- ・酒類及びアルコール含有飲料等の販売及び提供は禁止する。
- ・カフェラウンジの運営に必要な設備機器及びその他必要な物品を調達すること(なお、別紙-2に示すカフェラウンジの管理物品は、無償で貸与する)。

⑥ 自動販売機の設置

施設利用者の利便の向上を図るため自動販売機を設置することができる。

⑦ ⑤・⑥の収入に関すること

カフェラウンジの運営及び自動販売機の収支見込みは、指定管理料に見込んでいることから、かかる経費は指定管理料で賄い、収入は指定管理者のものとする。

オ) 自主事業に関する事項

指定管理者は、自主事業を提案し、市の承認を得たうえで事業を実施することができるものとする。

① 自主事業とは

本施設において、施設の設置目的の実現と利用者の利便性向上を目的として、指定管理者が自らの責任と財源により自主的に行う事業のことをいう。

② 市が求める自主事業の方向性

- ・レクリエーションや講座など、施設を利用し、多様な体験ができるような事業。
- ・施設の利用者の利便性向上に資する事業。
- ・地域の賑わいづくりに資する事業。

③ 実施条件

- ・自主事業開始前又は事業計画を変更するときに、事業計画書を市に提出しその承認を受けること。
- ・事業計画の変更は原則として年度ごとに見直すこととする。ただし、利用者の動向や要望を踏まえ、年度途中から実施内容の変更も可能とする。
- ・指定管理者は、施設利用料(使用料)、光熱水費、施設整備費など、自主事業に伴う費用を負担し、独立採算により運営すること。
- ・指定管理者は、自主事業に料金を設定し、自らの収入とすることができるものとする。ただし、かかる経費を上回る収入が見込まれる場合は、あらかじめ市への還元措置について市に協議すること。なお、還元措置の割合など、具体的な内容は協議により決定する。
- ・自主事業の収支は、指定管理業務とは別に報告すること。
- ・既存の施設(建物や施設)を有料にするなど、単に場所や施設を貸し出すだけの有料自主事業は行うことはできない。
- ・自主事業の内容の如何を問わず、交流センターを目的外に使用する場合は、市の許可を要す。
- ・自主事業の内容が行政財産の目的外使用に該当する場合は、別に定める額を市への納入を要す。目的外使用に該当しないと市長が判断した場合は、使用料の納付は不要とする。

(3) 維持管理業務の内容

指定管理者が行う維持管理業務は、以下に示す基準に基づき実施すること。

ア) 業務の範囲と対象

業務の範囲と対象は、別冊「維持管理業務仕様書」に示すとおりとする。

イ) 業務の仕様

業務の仕様は、別冊「維持管理業務仕様書」に示すとおりとする。

(4) 有資格者の配置等

ア)業務の実施に必要な資格

建築物・設備の保守管理及び運転業務の実施に際しては、以下に示す資格保有者を配置すること。

- ・第3種電気主任技術者
- ・建築物環境衛生管理技術者
- ・防火管理者
- ・食品衛生責任者(カフェラウンジ運営の場合)
- ・その他法令等で規定された必要な資格の保有者

イ)専門業者への委託

指定管理者が、前述の保守管理や運転業務に必要な知識や技術を有しない場合は、業務の一部を専門業者に委託し、設備機能を良好な状態に保持するよう努めること。

ただし、防火管理者は指定管理者より選任すること。

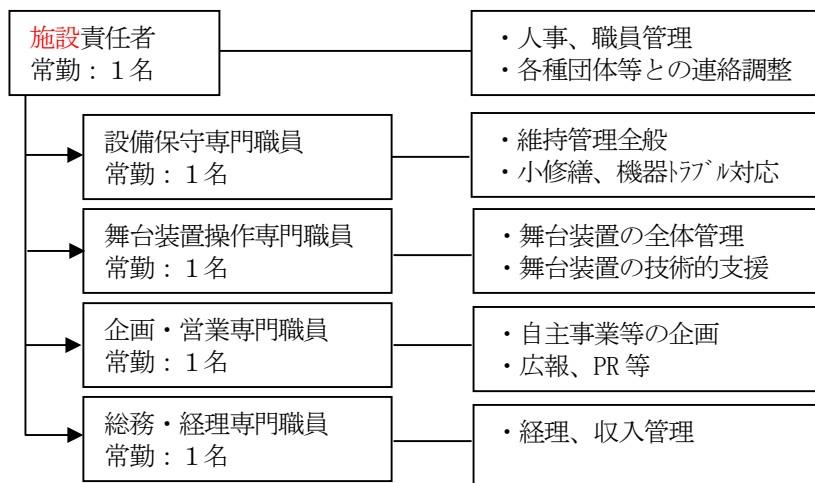
5 管理業務の実施体制について

交流プラザを安全で効果的・効率的に管理運営するため、以下に示す職員を配置すること。

組織体制

- ・施設責任者及び防火管理者を配置すること。(兼務可)
- ・設備保守、舞台装置操作、企画・営業、総務・経理に関する専門職員を配置すること。(兼務可)
 - 舞台装置操作に関する専門職員は、舞台技術者として照明、音響技術に精通し、3年以上の経験を有する者を配置すること。

【基本的な職員体制図の例】



- ・職員の勤務体制は、施設の管理運営及び事業実施に支障がないように配慮すること。なお、事務所に勤務する職員は、午前8時30分から午後10時までは、常時2名以上の職員に従事すること。
- ・職員の資質を高めるための職員研修を定期的を実施し、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。
- ・職員に欠員が生じた際にも滞りなく事業が実施できるよう職員体制を整えること。
- ・職員の勤務条件等は、労働基準法その他の労働関係法令を遵守すること。

6 指定管理料及び利用料金

(1) 指定管理料

市は、指定管理者が交流プラザの管理運営を行うために要する経費の一部として支払う指定管理料は、指定管理業務全体に要する経費から、指定管理者の収入となる利用料金等の収入を差し引いた額を上限に市と指定管理者との協定により定める。年度末において指定管理料に余剰金が発生した場合、原則としてその返還は求めないものとする。

なお、指定管理期間中に災害発生などの特別な事情や、物価・人件費の急騰によって運営に支障が生じ、当該額での管理運営が困難になった場合は、別途協議を行う。

指定管理料の上限額 311,285千円（期間全体）
（消費税及び消費税相当額を含む。）

(2) 利用料金

ア)本業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項に定める利用料金制度により、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

イ)利用料金は、富士市交流プラザ条例の規定による金額を上限とする。

ウ)申込者が利用の中止申請の手続きをした場合は、関係例規の規定に従い申込者に利用料金の還付を行うこと。

エ)利用料金は、納付日が属する年度を持って会計処理することを原則とするが、次年度の利用に係る利用料金を前年度で許可し、徴収する場合は次年度の会計処理で対応すること。

(3) 利用料金の減免

ア)市が主催する行事のために利用する場合 全額

イ)指定管理者が主催する行事のため利用する場合 全額

ウ)その他指定管理者が特に必要と認める場合 指定管理者が定める額

7 緊急時等の対応について

危機管理計画書の作成

天災や人災(地震、台風、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊、火災、事故、戦争、テロ、暴動等)、広域的にまん延する深刻な感染症の拡大、その他の緊急時等に備えた危機管理マニュアルや消防計画を策定し、市の承認を得た上で、緊急時における訓練などを計画的に実施すること。

8 光熱水費及び消耗品の取り扱い

(1) 光熱水費

以下に示す交流プラザの管理運営に係る費用は、指定管理者の負担(指定管理料に算入)とし、当該費用に係る精算は行わない。ただし、国際交流ラウンジ、西図書館に関しては市が負担とする。

- ① 電気代
- ② 上水道代
- ③ 下水道代
- ④ 電話代
- ⑤ インターネット接続料(プロバイダー料)

※電力の契約に当たっては、別紙ー4「電力契約の変更(入札)を伴う提案に対する留意事項」に基づくこと。

(2) 消耗品

管理運営業務に必要な消耗品等(事務用品、蛍光灯、トイレトーパー等)は、指定管理者の負担とする。ただし、国際交流ラウンジ及び西図書館に係る消耗品等は市の負担とする。

9 備品の無償貸付け、帰属及び管理

(1) 備品の無償貸付

仕様書に定める市が調達する備品(別紙-2)は、指定管理者に無償で貸し付けることとする。なお、詳細については、別途締結する協定書に定める。

(2) 備品の帰属

- ・市が調達した備品は、市に帰属する。
- ・指定管理者が調達した備品は、指定管理者に帰属する。なお、複写機、パソコン、ファクシミリ等の機器は、指定管理者の負担で調達すること。

(3) 備品の管理

- ・市に帰属する備品は、備品台帳に基づいて管理する。指定管理者は、当該備品台帳に基づいて管理を行うこと。市が購入した備品について異動が必要なものは、備品台帳を更新するので市に報告すること。
- ・指定管理者に帰属する備品は、市の備品と区別がつくように登録管理すること。

10 修繕費の取扱い

原則として、修繕に要する費用で50万円以下(消費税及び地方消費税含む。)の修繕業務は指定管理者が負担し、50万円(消費税及び地方消費税含む。)を超えるもので緊急を要する修繕は、別途市と協議するものとする。

11 減免措置について

交流センターの利用料金については、交流プラザ条例第12条の規定により減免することができる。ただし、減免の場合は、原則として指定管理者の負担とする。

12 リスク分担

(1) 損害賠償の範囲

指定管理者は、本施設の業務履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。

(2) リスク分担

本業務を実施するにあたり、市が想定しているリスク分担は別紙-3に示すとおりとする。なお、本リスク分担は協定書締結までに、市と指定管理者が協議し、双方合意の上確定する。

13 指定管理者が付保する保険

指定管理者の業務上の瑕疵により生じた損害に対する賠償保険は、市が加入する「全国市長会市民総合賠償補償保険」により対応できるため、別途加入する必要はない。ただし、指定管理者が実施する自主事業は、当該保険の対象外となるため、自主事業参加者に対する損害賠償に対応できるよう、適切な保険に加入すること。

14 事業計画書及び報告書等の作成

(1) 事業計画書

指定管理者は、指定期間内の年度ごとに事業計画書を作成し、市の承認を受けること。なお、具体的な記載内容は協定書で協議の上決定する。

(2) 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後、原則として 30 日以内に施設の維持管理、利用状況、自主事業の実施状況及び処務の概要並びに管理運営に要した経費等の収入支出の状況などを記載した事業報告書を市に提出すること。

なお、具体的な記載内容は協定書で協議の上決定する。

15 市の関与

(1) モニタリングの実施

市は、指定管理者が提出した事業計画や市との協定事項などが正確に履行されているかどうかをチェックするため、次のとおりモニタリングを行う。

ア)チェックシートの作成及び提出

指定管理者は、施設の管理状況、利用状況等をチェックシートに記入し、毎月 10 日までに前月分のチェックシートを提出しなければならない。なお、具体的な記載内容は協定書で協議の上決定する。

イ)チェックシートの内容確認

市は、チェックシートの内容を確認するため、業務の実施状況について指定管理者に聴取を行うほか、必要に応じて実地調査等を行う。このとき指定管理者は、市の指示に従い、誠実に対応すること。

ウ)業務状況の評価

市は、モニタリングの結果に基づき毎年度指定管理者の業務状況について評価を実施する。

モニタリングの結果、本仕様書及び指定管理者が提出する事業計画書に定められた業務が遂行されていないことが判明した場合は、市は、指定管理者に対して是正指導を行い、是正指導後もなお改善が認められないときは、市は、指定を取り消すことができる。

(2) 業務状況の公表

市は、毎年度、次に掲げる事項について公表を行う。この場合において、指定管理者は、公表の実施につき必要な協力を行わなければならない。

ア)モニタリング実施結果及び業務状況の評価結果

イ)施設の管理運営に係る収支状況

16 指定管理者の指定の取消し

指定管理者が次の事項に該当するときは、その指定を取り消すことがある。

- ① 市が指定管理者に対して管理業務又は経理状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をした場合、この指示に従わないときや管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- ② 事業の履行が確実にできない事態が生じたとき。
- ③ 正当な理由がなく、市民が施設を利用することを拒んだり、不当な差別的扱いをしたりしたとき。
- ④ 著しく社会的信用を損なう事態をまねくなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ⑤ 申請書に偽りがあったと認められるとき。

17 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の再委託の制限

指定管理者は、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に市の承諾を受けなければならない。この場合、再委託先の従業員の労働条件が確保されるよう、適正な対価を設定しなければならない。

(2) 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する以下の法令等を遵守すること。

① 地方自治法

特に以下の点に留意すること。

- ・正当な理由がなく、市民が施設を利用することを拒むこと。
- ・市民が施設を利用することについての不当な差別的取扱い。

② 労働基準法

③ 建築基準法

④ 食品衛生法

⑤ 駐車場法

⑥ 都市公園法

⑦ 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令

⑧ 富士市交流プラザ条例

⑨ 富士市都市公園条例

⑩ 富士市個人情報の保護に関する法律施行条例

⑪ 富士市情報公開条例

⑫ その他関連する法令

18 業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は指定管理者の指定を取消す場合がある。この場合、市に生じた損害の賠償を指定管理者に求めることとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可効力等市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合には、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

19 指定管理者の監査等に関する事項

- ① 市又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について監査を行う。
- ② 市は、指定管理者が管理する施設の適正な運営を期するため、指定管理者に対して、当該業務内容又は経理状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。
- ③ 市は、指定管理者が指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがで

きるものとする。

- ④ 本施設の管理運営を行うに当たり、指定管理者の行為が原因で利用者に損害を与えた場合で、市に責任があるときは、施設の設置者である市が賠償する。ただし、市は指定管理者に対して求償権を行使し、指定管理者の指定の取消し等の処分を行うことができるものとする。
- ⑤ 飲食物の販売など、関係機関への届出が必要な場合は、指定管理者の責任と費用をもって行うこと。必要な届出がなされない場合には、指定管理者の指定の取消し等となる可能性があるので留意すること。

20 その他事項

(1) 傷病人への対応に関すること

交流プラザの利用者が体調不良や怪我をした場合には、医療機関と連携して適切な処置を行うほか、必要に応じて家族や職場、学校等への連絡を行うこと。また、日頃から救急箱の管理を適切に行うこと。

(2) 拾得物・残置物の処理

交流プラザ内での拾得物、残置物の処理を行うこと。なお、拾得物、残置物の処理に関する留意点は以下のとおり。

ア) 拾得物は拾得物台帳を作成し、原則として所轄の警察署に届けること。

イ) 管理区域内に残置された自転車等で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断されるものについては一定期間保管した後、市と協議の上処分すること。

(3) 協議事項

その他、仕様書に定めのない事項は、市と指定管理者とで協議の上、定めることとする。

富士市交流プラザ施設面積等

【1 階部分】

区分	面積 (㎡)	備考
交流センター (小計)	317.31	
事務室	52.81	事務スペース
更衣室・休憩室等	24.49	〃
受付	28.71	〃
荷物用 EV (リフト)	16.40	
倉庫 1	34.79	
倉庫 2	19.51	
機械室 1	42.32	
機械室 2	98.28	
国際交流ラウンジ (小計)	153.02	
オープンスペース	115.56	語学学習、生活相談など外国人の生活支援及び交流・情報発信を行う
相談室	16.15	
倉庫	8.92	
湯沸室	6.20	
更衣室	6.19	
西図書館 (小計)	1,259.02	
開架書庫・閲覧スペース・新聞、雑誌コーナー	780.60	図書の閲覧・貸出のほか、地域に密着した地域館として地域情報の発信や学習センターとしての役割を担う
お話室	31.81	幼児対象の読み聞かせなどを行う
学習室	81.13	学習用スペース
多目的室	73.96	会議、特別講座などを開催する
閉架書庫	97.89	作業スペース含む
返却室	3.20	
管理スペース	31.11	事務スペース
事務室	45.76	
休憩室、更衣室	27.55	
機械室 3	34.28	
機械室 4	51.73	
共用部 (小計)	1,059.27	
カフェラウンジ	103.18	飲食物の提供
キッズルーム	32.92	施設利用者などの幼児の一時利用
倉庫 3	13.01	
倉庫 4	7.18	
搬入口	147.36	
ホール、廊下、便所、EV 等	755.62	ロッカー室、階段室含む

【2階部分】

区分	面積 (㎡)	備考
交流センター (小計)	2,476.89	
多目的ホール客席	313.97	400 人収容
多目的ホール舞台	215.63	舞台そで含む
ホール前室	16.84	
控室 1	19.52	出演者の控室
控室 2	20.46	10 人程度収容
ピアノ庫	34.65	2 台収納
椅子収納庫	32.38	
練習室 1	73.44	100db 以下 ピアノ、ダンス、カラオケなど
練習室 2	18.43	90db 以下 中音量楽器練習、カラオケ
練習室 3	15.97	85db 以下 長唄、詩吟、生ギターなどの弱音楽器
練習室前室	26.34	
ラウンジ・便所等	259.41	廊下、階段室含む
会議室 1	155.25	90 人収容
会議室 2	72.27	30 人収容
会議室 3	77.42	36 人収容
会議室 4	53.59	20 人収容
会議室 5	33.51	8 人収容
講師控室	13.70	
湯沸室	5.16	
倉庫 6	13.56	
倉庫 7	10.66	
倉庫 8	8.14	
機械室 5	42.32	
ホワイエ・ギャラリー他	944.27	

【3階部分】

区分	面積 (㎡)	備考
交流センター (小計)	279.95	
調整室	44.05	
EV、EV ホール	19.95	
通路・階段他	112.10	
機械室 6	79.09	
機械室 7	11.50	
機械室 8	13.26	

【交流プラザ駐車場】

区分	面積 (㎡)	備考
交流プラザ駐車場	4,388.51	駐車台数＝139 台 (うち、身障者用 3 台、主催者用 10 台)、構造＝平面自走の無人精算方式

【平垣公園】

区分	面積 (㎡)	備考
公園	2,142.57	芝生広場、コンビネーション遊戯施設 1 基

富士市交流プラザ備品台帳一覧表

【NO. １】

施設区分	品目	数量	備考
交流センター			
カフェラウンジ	テーブル	9	
	イス	30	
	プラントボックス	5	
ギャラリー エントランスホール	イス	4	
	掲示板	1	
	案内板	1	
	受付用イス	2	
	パンフレットスタンド	3	
	ダストボックス	15	館内全部の個数
風除室	傘立て	3	
	傘ぼん	2	
	傘袋回収スタンド	2	
ロッカー室	コインロッカー	5	
キッズルーム	ベビーベッド	1	
	テーブル	1	
	イス	1	
	ダストボックス	1	
	パーティション	1	
	遊び道具	3	
	シンク	一式	
事務室	デスク	6	
	イス	6	
	キャビネット	14	
	打ち合わせテーブル	1	
	打ち合わせチェア	4	
	ロッカー	3	
	予定表、デスクコンセント	一式	
	ノートパソコン	2	受付用
	テレビ	1	
休憩室	テーブル	1	
	イス	8	
	ロッカー	2	

【NO. 2】

施設区分	品目	数量	備考
交流センター			
会議室	キャリーテーブル	59	
	イス	185	
	ステージ	1	
	演台	1	
	花台	1	
	司会者台	1	
	ホワイトボード	5	
	電話台	5	
	インフォメーションボード	5	
	プロジェクター	1	
	スクリーン	2	
	コートハンガー	1	
講師控室	テーブル	1	
	イス	4	
	ロッカー	2	
	電話台	1	
	コートハンガー	1	
湯沸し室	キッチンキャビネット	1	
倉庫	スチール棚	5	
ホールギャラリー (ホール西側ラウンジ)	テーブル	3	
	ソファ	16	
ホワイエ・廊下 (ホール東側ホワイエ)	ソファ	19	
	テーブル	8	
舞台	折畳みミス	58	演奏者用
	台車	2	演奏者用イス台車
	演台	1	
	花台	1	
	姿見	2	
2階ピアノ庫	司会者台	1	
	指揮者台	1	
	指揮者用譜面台	1	
	プログラムスタンド	1	
	国旗・市旗	2	各1枚
	ピアノ運搬車	1	
2階倉庫6	ピアノ	1	
2階機械室5	譜面台運搬車	2	
1階倉庫1	地絨（11号）	1	
1階倉庫2	平台（4尺×6尺）	20	
	平台（3尺×6尺）	20	
	平台運搬車（4尺×6尺）	1	

【NO. 3】

施設区分	品目	数量	備考
交流センター			
2階ステージ	袖幕	2	
2階上袖舞台	幕地収納箱	5	
	ステージ用階段	2	
	吊り看板	1	
2階下袖舞台	金屏風	1	1 双
	テーブル台車	1	
	パーティ用テーブル	40	
	パーティ用イス	240	
前室	コインロッカー	3	
控室	テーブル	2	
	イス	12	
	ロッカー	6	
	丸イス	6	
	鏡	2	
	電話台	2	
	コートハンガー	2	
その他	電話機・電話交換機	一式	
	ベンチ（屋上）	1	
	投棄ボックス	2	
	木製イス	47	館内各所に設置（ギャラ-、初任、1階等）

リスク分担表

【NO. 1】

番号	種 類	リスクの内容	負担者	
			市	指
1	法令等の変更リスク	本業務に直接関係する法令の変更	○	
		上記以外の広く事業者全般に影響を与える法令の変更		○
2	税制度の変更リスク	指定管理者制度に影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動	○	
		消費税率の変更に伴うコスト変動	○	
		上記以外の広く事業者全般に影響を与える税制度の変更によるコスト変動		○
3	社会的リスク	交流プラザへの指定管理者導入に関する住民反対運動・訴訟・要望・苦情等に関するもの	○	
		指定管理者の業務実施に起因した住民反対運動・訴訟・要望・苦情等に関するもの		○
		本業務における騒音・振動・臭気に関するもの		○
4	事業の中止及び延期に関するリスク	市の指示によるもの	○	
		指定管理者の事業放棄又は破綻によるもの		○
5	不可抗力リスク	天災（地震、台風、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）その他市又は指定管理者の責めに帰すことのできない事由による施設設備の復旧経費及び業務履行不能によるもの	協議	
		広域的にまん延する深刻な感染症の拡大等による管理運営の中断や対策等に要する経費	協議	
6	許認可遅延リスク	本業務の実施に必要な許認可等の遅延等（市が取得しなければならないもの）	○	
		上記以外の場合		○
7	計画変更リスク	仕様書等の条件変更によるもの	○	
8	運営費上昇リスク	仕様書等の条件変更以外の要因による運営費の上昇によるもの		○
9	物価変動リスク	指定期間中の物価のインフレ・デフレ		○
10	施設、設備及び物品の損傷	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		第三者による行為で相手が特定できないもの	協議	
11	性能不適合リスク	仕様書に定めた要求水準の不適合によるもの		○
12	需要変動リスク	施設機能の一部供用停止等、市の事由による利用者数の減少及び利用料金の減収	○	
		利用者数の減少及び利用料金の減収		○
13	利用料金リスク	市が主催する事業のための減免によるもの	○	
		上記以外の減免によるもの		○
14	自主事業リスク	指定管理者が実施する自主事業に関するもの		○

○：主負担 △：従負担

【NO. 2】

番号	種 類	リスクの内容	負担者	
			市	指
15	利用者事故リスク	施設の瑕疵等施設所有者の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		指定管理者の業務に起因するもの		○
16	利用者間トラブルリスク	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		市及び指定管理者の責めに帰さない事由によるもの	協議	
17	利用者クレームリスク	利用者からのクレームによるもの	△	○
18	第三者侵入リスク	不審者の侵入による事故等の発生によるもの		○
19	盗難リスク	附属設備の盗難及び徴収料金の盗難・紛失によるもの		○
20	興行不履行リスク	公演、講座などの業務不履行によるもの		○
21	個人情報リスク	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

○：主負担 △：従負担

注)

- 上記以外のリスクが発生した場合は、市と指定管理者双方が協議を行い対処するものとする。
- 主負担：発生リスクに係る費用を自ら負担。
従負担：発生リスクの一定割合若しくは一定額を負担。
- 不可抗力リスクの考え方
 - ・不可抗力による損害が生じた場合は、市と指定管理者双方が協議を行い対処するものとする。
 - ・不可抗力に起因し指定管理者に損害や費用増加が発生した場合は、合理性の認められる範囲で市が負担するが、指定管理者が加入した保険等によりてん補された金額相当分については、市の負担から控除するものとする。
- 利用者クレームリスクの考え方
本施設の管理状況やサービス内容に対する苦情（クレーム）については、原則指定管理者が対応するものとするが、市は本施設の設置者であることから、必要に応じて苦情（クレーム）への対応を行うこととする。

【富士市交流プラザ】
電力契約の変更(入札)を伴う提案に対する留意事項

提案にあたっての電力料金の水準は、以下のとおりとする。

また、電力契約の変更提案を行う場合は、電力使用に伴う温室効果ガス排出係数(調整後)について、0.000200t-CO₂/kWh 未満とすること。

なお、下記供給会社との契約をしない又は後年度に解除した場合、下記条件での契約は保証されないため、注意すること。

記

供給会社 静岡ガス&パワー株式会社

契約種別 業務用電力(500kW 未満)

令和6年4月から令和8年3月までの電力使用量及び電力料金

① 令和6年度

該当年月	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9
契約電力(kW)	372	372	372	372	415	415
電力使用量(kWh)	37,598	34,169	48,118	66,202	85,063	85,723
電力料金(税込・円)	1,159,110	1,123,953	1,476,768	1,982,475	2,523,813	2,373,345
該当年月	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
契約電力(kW)	415	415	415	415	415	415
電力使用量(kWh)	59,424	40,774	38,628	46,577	57,516	50,638
電力料金(税込・円)	1,752,854	1,320,158	1,308,140	1,482,034	1,662,654	1,516,482

② 令和7年度

該当年月	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9
契約電力(kW)	415	415	415	415	374	365
電力使用量(kWh)	36,914	37,428	43,903	76,258	83,760	85,109
電力料金(税込・円)	1,241,894	1,296,667	1,451,705	2,249,212	2,320,036	2,294,551
該当年月	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
契約電力(kW)	365	365	365	365	365	365
電力使用量(kWh)	59,093	38,167	40,766	44,494	54,274	42,391
電力料金(税込・円)	1,657,926	1,197,508	1,255,516	1,339,476	1,438,128	1,200,937

※力率 100%、燃料費調整・再生可能エネルギー賦課金・国の電気・ガス価格激変緩和対策事業等による電気料金の値引き(政府支援)を含め算出

問い合わせ先

環境部 環境総務課 脱炭素推進担当 村上

電話 0545-55-2901 FAX 0545-51-0522

電子メール ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市交流プラザ利用実績(令和6年度・令和7年度)

(1) 施設の利用状況

施設	利用者数			稼働率		
	令和7年度 (人)	令和6年度 (人)	対前年比 (%)	令和7年度 (%)	令和6年度 (%)	対前年比 (%)
富士市交流プラザ	104,230	99,957	104.3	48.2	47.3	101.9
(多目的ホール)	42,039	38,926	108.0	68.1	64.3	105.9
(第1会議室)	11,528	12,071	95.5	43.7	45.7	95.6
(第2会議室)	6,128	5,774	106.1	56.8	56.8	100.0
(第3会議室)	5,981	6,520	91.7	53.1	56.9	93.3
(第4会議室)	4,582	5,159	88.8	56.4	61.2	92.2
(第5会議室)	1,981	2,005	98.8	43.9	55.1	79.7
(第1練習室)	3,790	2,395	158.2	32.1	25.5	125.9
(第2練習室)	3,043	2,566	118.6	55.1	43.6	126.4
(第3練習室)	1,499	1,159	129.3	59.8	53.8	111.2
(第1控室)	2,124	1,262	168.3	32.1	28.5	112.6
(第2控室)	5,728	4,703	121.8	55.3	47.2	117.2
(講師控室)	882	939	93.9	38.5	41.9	91.9
(ギャラリー)	14,925	16,478	90.6	31.5	34.5	91.3

(2) 利用料金の徴収状況(決算額)

施設	令和7年度 徴収実績 (円)	令和6年度 徴収実績 (円)	対前年比 (%)
富士市交流プラザ	58,544,874	56,265,738	104.1
(施設利用料)	29,654,374	28,694,488	103.3
(駐車場収入)	28,890,500	27,571,250	104.8

令和7年度 富士市交流プラザ運営状況シート

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期計	年度計
利用者数	R7	7,264	6,149	7,638	6,856	10,537	7,444	45,888	7,633	8,482	6,663	4,895	14,245	16,424	58,342	104,230
	R6	5,993	7,030	9,213	5,971	8,117	7,638	43,962	6,653	7,821	6,429	3,732	14,040	17,320	55,995	99,957
	R5	4,813	6,969	6,980	5,738	5,573	8,656	38,729	7,211	8,347	4,260	3,745	14,870	14,531	52,964	91,693
稼働率（％）	R7	43.0%	48.2%	47.4%	44.3%	47.8%	44.4%	45.9%	50.9%	55.2%	44.3%	44.3%	60.3%	48.1%	50.5%	48.2%
	R6	37.6%	45.8%	51.6%	40.9%	46.9%	42.8%	44.3%	48.0%	50.3%	47.0%	37.0%	63.8%	56.2%	50.4%	47.3%
	R5	29.5%	43.9%	40.9%	30.9%	36.5%	33.7%	35.9%	41.2%	38.4%	35.6%	30.8%	57.6%	49.5%	42.2%	39.0%
利用料金（千円）	R7	2,193	1,980	2,039	2,540	2,648	3,028	14,428	2,263	2,701	2,226	1,718	2,013	4,299	15,220	29,648
	R6	2,012	2,105	2,388	2,296	2,440	2,539	13,780	2,343	2,199	2,449	1,902	1,789	4,226	14,908	28,688
	R5	1,703	1,974	1,805	2,056	1,880	3,157	12,575	2,128	2,041	1,336	1,588	1,586	4,007	12,686	25,261

利用料金年度計については千円未満切り捨てのため実際は以下の数値と異なる

令和7年 29,654,374
令和6年 28,694,488
令和5年 25,268,140

令和7年度 富士市交流センター 月別利用状況

利用区分		月 度												前 年 度 計 対 比	
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月		
多 目 的 ホ ー ル (座席利用)	件数(件)	19	10	15	6	13	15	20	42	18	10	3	6	177	107.9%
	回数(回)	23	14	16	7	16	23	28	50	23	16	3	8	227	
多 目 的 ホ ー ル (座席なし)	人数(人)	2,426	747	728	988	1,035	2,070	2,401	2,483	1,341	760	210	935	16,111	114.1%
	件数(件)	28	33	40	47	34	38	33	21	27	34	26	21	382	
第 1 会 議 室 (会議利用)	回数(回)	31	38	44	53	38	41	33	56	29	37	78	56	504	105.8%
	人数(人)	1,399	1,122	1,726	1,842	3,198	1,088	1,053	1,634	1,278	1,049	5,087	5,459	25,935	
第 1 会 議 室 (展示利用)	件数(件)	22	20	23	28	27	27	25	29	24	20	23	24	292	86.4%
	回数(回)	32	31	25	33	33	39	43	31	35	28	34	31	421	
第 3 会 議 室	人数(人)	731	944	636	1,043	1,415	1,002	763	1,025	985	629	1,005	793	10,971	96.7%
	件数(件)	1	1	8		3			1	1	1	6		20	
第 2 会 議 室	回数(回)		3	23	7	3			11	3	1		11	48	133.3%
	人数(人)		90	200		82			25	160	25		160	557	
第 4 会 議 室	件数(件)	36	29	39	43	47	33	39	38	36	32	28	30	430	100.0%
	回数(回)	50	42	52	63	68	46	56	63	52	48	38	37	610	
第 5 会 議 室	人数(人)	464	395	476	609	938	421	580	421	583	393	368	480	6,128	106.1%
	件数(件)	32	32	37	33	43	39	34	34	29	29	23	28	393	
第 1 練 習 室	回数(回)	47	50	53	52	67	51	47	47	45	39	34	35	570	93.3%
	人数(人)	521	464	527	496	605	507	568	473	483	472	392	473	5,981	
第 2 練 習 室	件数(件)	42	39	52	51	41	28	43	41	33	30	31	34	465	91.7%
	回数(回)	50	46	59	60	56	41	58	57	47	43	43	46	657	
第 3 練 習 室	人数(人)	352	420	571	443	368	353	383	409	320	356	291	316	4,582	88.8%
	件数(件)	33	33	37	29	35	37	34	34	29	31	31	23	395	
第 1 控 室	回数(回)	37	35	44	37	44	40	54	40	34	42	36	24	471	79.6%
	人数(人)	168	184	200	166	199	168	161	163	145	174	140	123	1,981	
第 2 控 室	件数(件)	17	21	23	23	32	31	21	31	25	20	19	25	285	123.9%
	回数(回)	21	20	25	28	37	40	28	37	29	29	20	31	345	
第 3 練 習 室	人数(人)	243	230	536	266	390	428	267	371	319	209	163	368	3,790	158.2%
	件数(件)	40	40	45	46	36	36	39	47	39	33	35	28	464	
第 1 控 室	回数(回)	50	50	56	58	44	42	55	59	50	44	45	39	592	126.4%
	人数(人)	266	246	443	286	227	154	276	265	260	207	194	219	3,043	
第 2 控 室	件数(件)	48	57	44	52	53	54	48	46	43	42	41	41	565	116.3%
	回数(回)	55	65	49	60	57	59	59	53	45	48	43	49	642	
第 1 練 習 室	人数(人)	83	94	361	93	141	107	113	64	98	72	60	213	1,499	129.3%
	件数(件)	9	8	7	5	9	8	17	9	12	12	27	131	142	
第 2 練 習 室	回数(回)	20	17	10	11	13	14	23	45	19	31	81	61	345	108.4%
	人数(人)	46	70	46	47	118	29	238	232	151	95	680	372	2,124	
第 3 練 習 室	件数(件)	29	35	38	41	31	30	42	30	35	40	27	20	395	112.9%
	回数(回)	38	44	41	47	34	37	54	66	40	49	81	59	594	
講 師 控 室	人数(人)	408	446	557	533	409	469	618	495	448	267	712	386	5,728	121.8%
	件数(件)	23	31	26	21	31	28	33	31	22	24	32	30	332	
ギ ャ ラ リ ー	回数(回)	31	35	27	28	38	35	46	37	26	27	45	38	413	91.8%
	人数(人)	77	77	44	74	97	78	72	87	87	57	88	54	882	
合 計	件数(件)	6	31	11	13	13	3	3	7	124	1	26	134	1,381	89.9%
	回数(回)	18	93	31		26	4	9	13	7	2	78	57	338	
合 計	人数(人)	80	620	587		1,315	570	140	370	165	130	4,855	6,093	14,925	90.6%
	件数(件)	384	417	445	425	447	414	433	453	365	349	372	357	4,861	
合 計	回数(回)	503	583	555	536	578	520	596	646	484	484	659	582	6,726	101.8%
	人数(人)	7,264	6,149	7,638	6,866	10,537	7,444	7,633	8,482	6,663	4,895	14,245	16,424	104,230	

令和7年度 富士市交流プラザ駐車場 月別利用状況

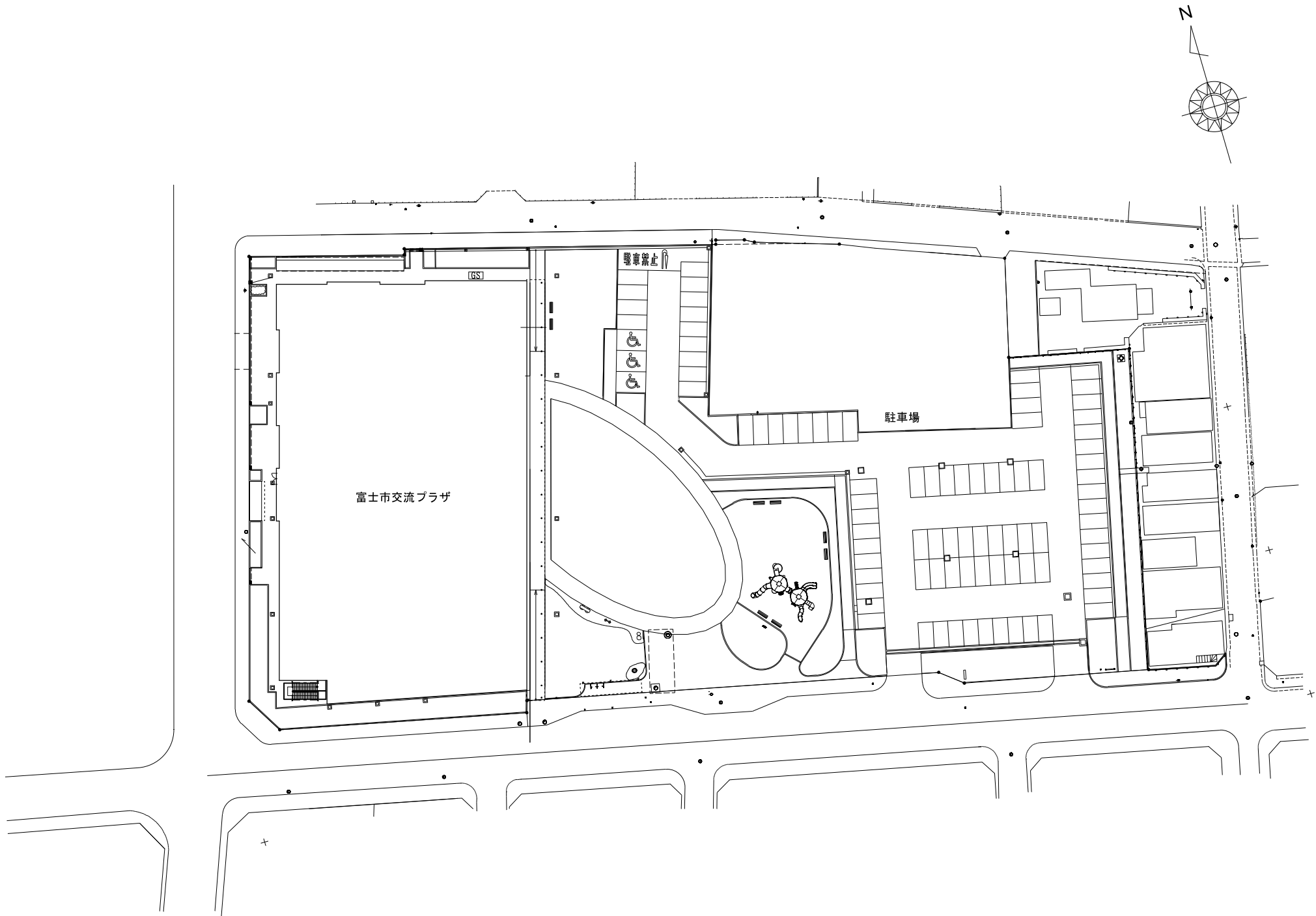
月度	総入庫台数（台）		総出庫台数（台）		金額（円）				平均		減 免 利 用				
	当 月	果 計	当 月	果 計	駐車料金	回数券売上	当 月 計	果 計	1 日あたり		交流プラザ		西図書館		まちづくりセンター
									台 数 (台/日)	金 額 (円/日)	台 数 (台)	金 額 (円)	台 数 (台)	金 額 (円)	台 数 (台)
4 月	13,212	13,212	13,139	13,139	2,131,300	122,000	2,253,300	2,253,300	438.0	75,110	3,067	996,140	3,961	736,700	335
5 月	12,486	25,698	12,447	25,586	2,074,500	127,000	2,201,500	4,454,800	401.5	71,016	2,653	978,400	4,030	613,500	366
6 月	14,984	40,682	14,930	40,516	2,263,500	114,000	2,377,500	6,832,300	497.7	79,250	3,402	1,121,500	4,501	692,300	590
7 月	13,291	53,973	13,226	53,742	2,130,100	145,000	2,275,100	9,107,400	426.6	73,390	2,953	965,800	4,175	657,800	420
8 月	13,601	67,574	13,564	67,306	1,938,900	93,000	2,031,900	11,139,300	437.5	65,545	2,812	1,014,300	4,626	688,300	296
9 月	14,472	82,046	14,415	81,721	2,388,700	113,000	2,501,700	13,641,000	480.5	83,390	3,411	1,204,900	4,473	681,300	388
1 0 月	13,860	95,906	13,780	95,501	2,288,600	105,000	2,393,600	16,034,600	444.5	77,213	3,225	989,900	3,713	591,500	431
1 1 月	12,636	108,542	12,548	108,049	2,072,700	197,000	2,269,700	18,304,300	418.3	75,657	3,003	1,074,100	3,771	578,500	421
1 2 月	15,097	123,639	15,039	123,088	2,903,900	114,000	3,017,900	21,322,200	485.1	97,352	3,256	1,201,700	4,451	665,300	414
1 月	11,800	135,439	11,796	134,884	2,032,300	211,000	2,243,300	23,565,500	380.5	72,365	2,092	731,600	3,587	540,800	312
2 月	16,714	152,153	16,489	151,373	2,276,100	95,000	2,371,100	25,936,600	588.9	84,882	5,729	1,720,100	3,703	571,200	327
3 月	20,420	172,573	20,190	171,563	2,833,900	120,000	2,953,900	28,890,500	651.3	95,287	8,561	2,271,700	3,725	562,800	317
合計	172,573	—	171,563	—	27,334,500	1,556,000	28,890,500	—	470.0	79,152	44,164	14,270,140	48,716	7,580,000	4,617

※ 平均は総出庫台数により算出する。また、台数には回数券利用台数、減免利用台数を含む。

※ 交流プラザ2月の減免台数・金額には確定申告の合計が記載されています。

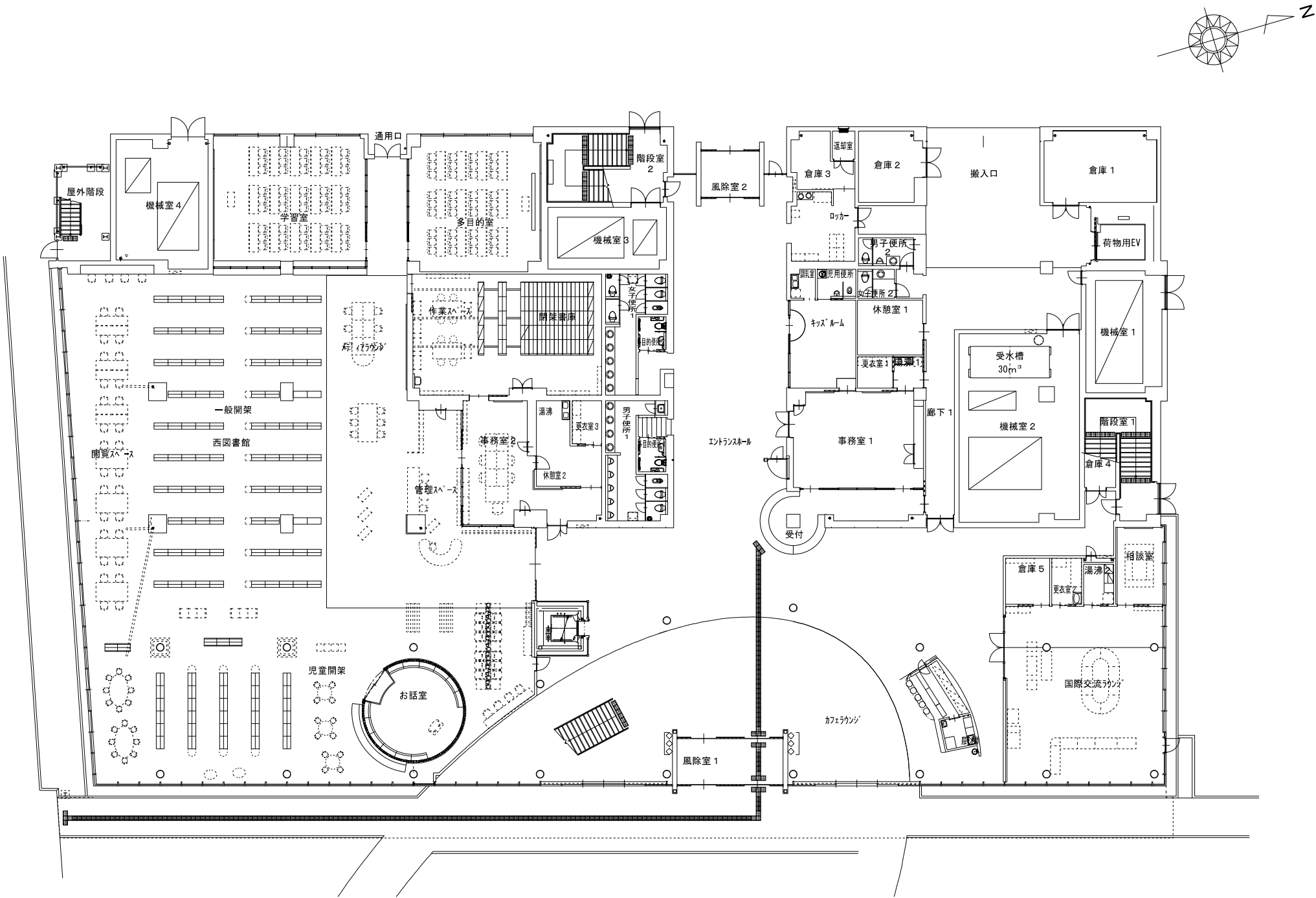
対 比	交流プラザ2月の減免台数・金額									
前年度 同 期	167,607	—	166,533	—	25,776,250	1,795,000	27,571,250	—	456.3	75,538
対 比	103.0%	—	103.0%	—	106.0%	86.7%	104.8%	—	103.0%	104.8%

施設名称	縮尺
富士市交流プラザ	1/800



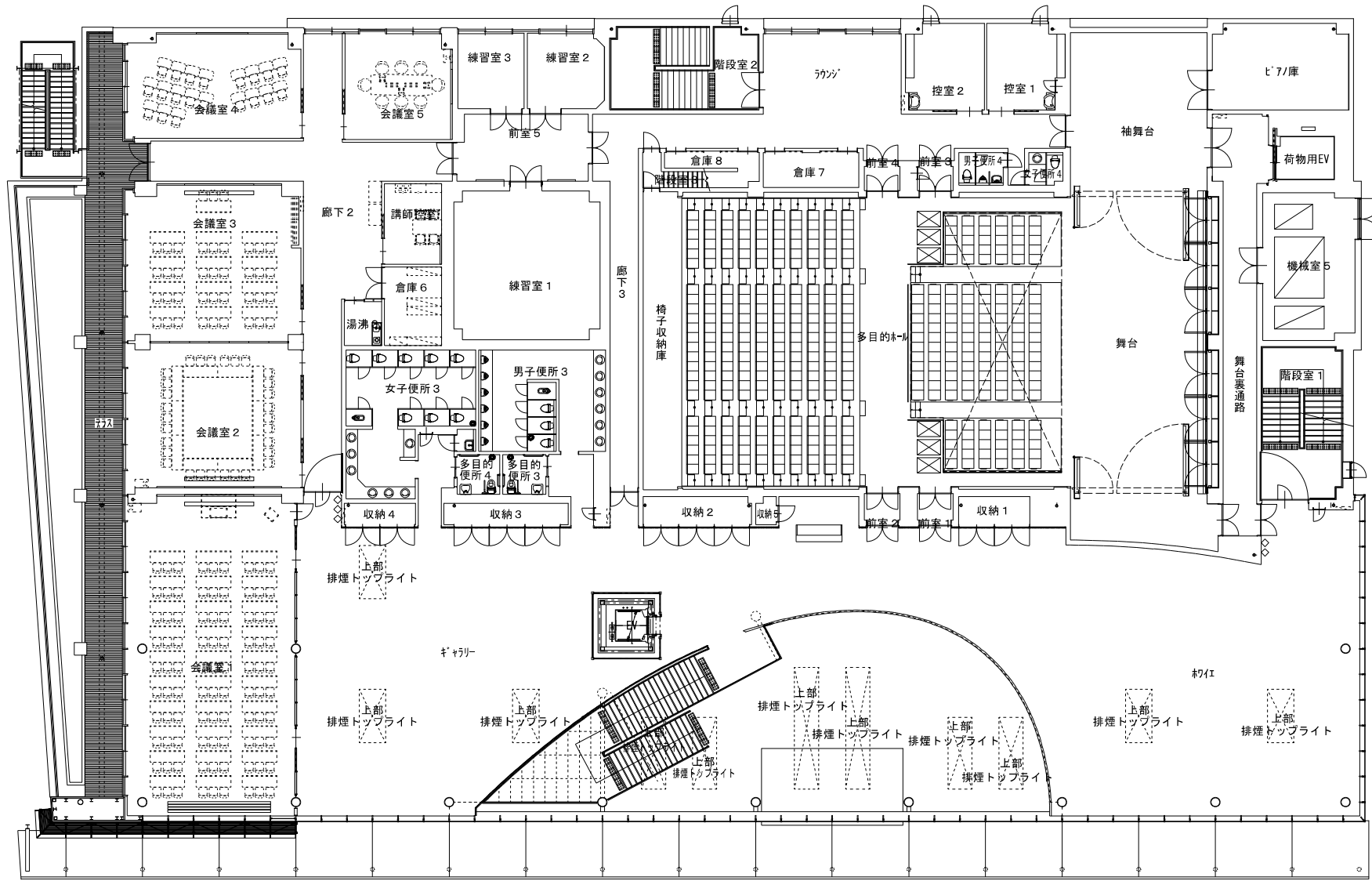
配置図 S=1/800

施設名称	縮尺
富士市交流プラザ	1/300



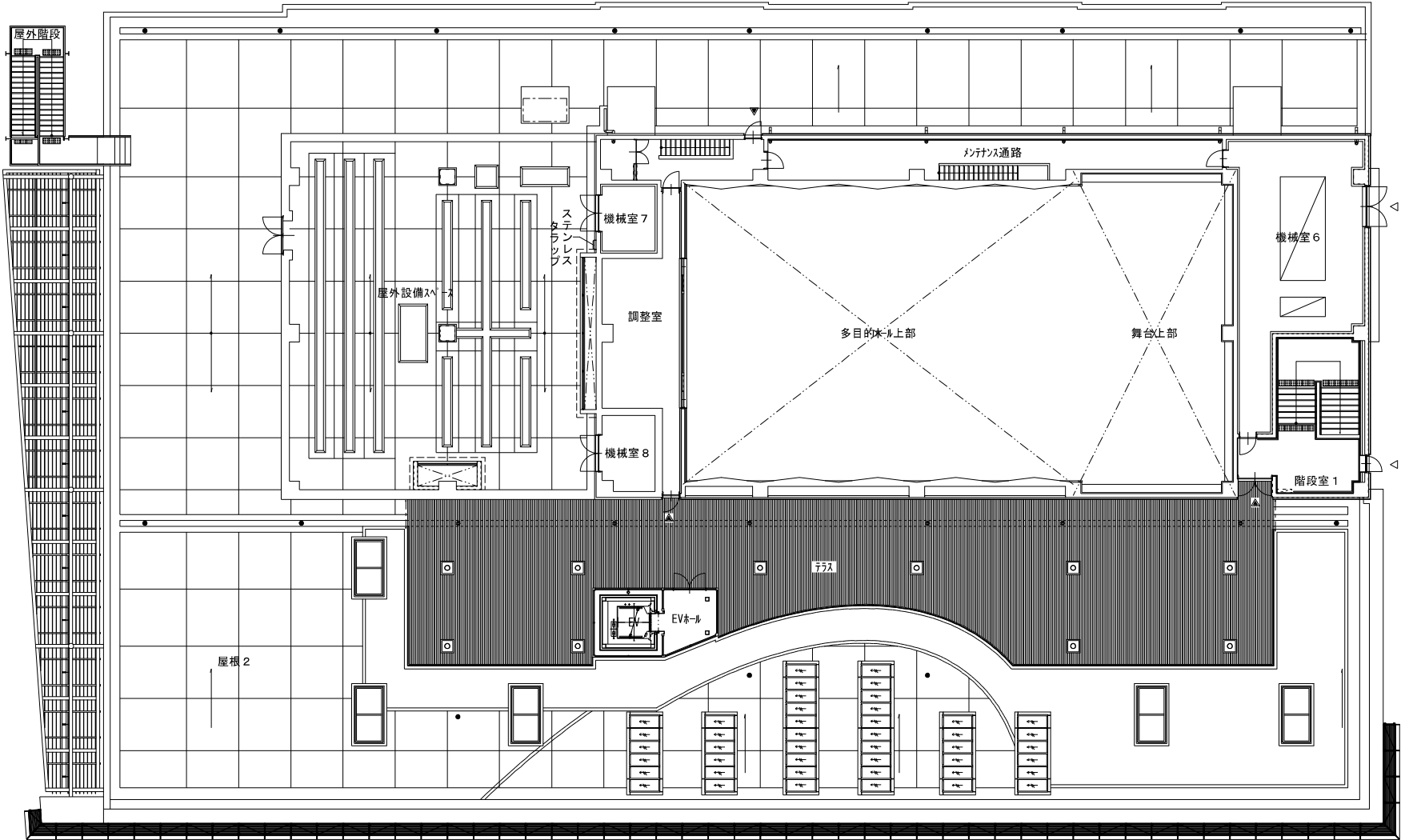
1 階平面図 S=1/300

施設名称	縮尺
富士市交流プラザ	1/300



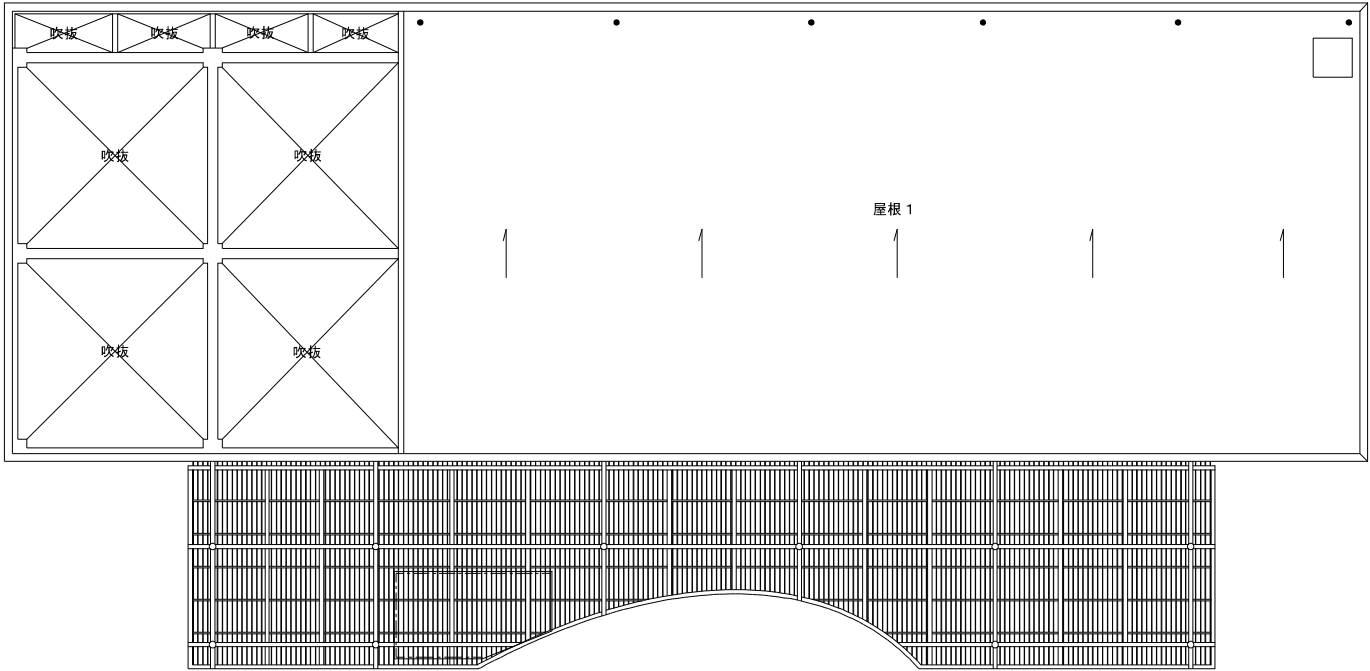
2 階平面図 S=1/300

施設名称	縮尺
富士市交流プラザ	1/300



3 階 平 面 図 S=1/300

施 設 名 称	縮 尺
富士市交流プラザ	1/300



屋根伏図 S=1/300